

委員長 傍聴についてご報告いたします。

本日の教育委員会会議に1名の方から傍聴したい旨の申し出がありました。

松戸市教育委員会傍聴人規則に基づき、これをお認めいたしますので、ご了承願います。

それでは、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入室)

開 会

委員長 ただいまから平成18年7月定例教育委員会会議を開催いたします。

会議録署名委員の指名

委員長 開会に当たり、本日の会議録署名人を八田委員にお願いいたします。

議案の提出

委員長 それでは、日程に従い議事を進めます。

本日の議題は報告議案1件、議案7件、その他の報告事項2件でございます。

報告第4号

委員長 初めに、報告第4号「松戸市文化会館条例等の一部改正について」を議題とします。

これは次の議案第40号、41号に関連いたしますので、ご一緒にご説明願います。

企画管理室長 4のその他の、にも関連していますので、一括して説明させていただきます。

委員長 そうですね。その方が一括して議論できますね。但し、決議は個別に行います。

企画管理室長 それでは、企画管理室でございます。よろしく願いをいたします。

それでは、内容につきまして説明をさせていただきます。報告第4号「松戸市文化会館条例等の一部改正について」につきましては、この後の案件、議案第40号「松戸市民劇場条例施行規則の一部を改正する規則について」、議案第41号「松戸市スポーツ施設管理運営規則の一部を改正する規則について」、会議次第4、その他の「松戸市文化会館条例施行規則

の一部を改正する規則について」、「松戸市青年館設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」と関連がございますので、一括してご説明をさせていただきます。

今回ご報告をさせていただきます報告第4号「松戸市文化会館条例等の一部改正について」につきましては、去る松戸市議会6月定例会におきまして、指定管理者の指定手続及び指定管理者による公の施設の適正な管理の確保に関して必要な事項等を定めた「松戸市指定管理者の指定手続等に関する条例の制定について」の議案が可決されましたことに伴いまして、その附則におきまして、お手元の資料の条例の4ページ、同じく5ページに記載しておりますけれども、これらの施設の条例の一部が改正されました。その内容についてご報告させていただきます。

指定管理者制度につきましては、昨年5月の定例教育委員会会議におきまして、「指定管理者制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を提出させていただきました。また、指定管理者制度導入に伴い、松戸市文化会館条例、松戸市スポーツ施設条例、松戸市民劇場条例、松戸市青年館設置及び管理に関する条例の一部改正をいたしたところでございます。また、その後に各施設の規則につきましても同様に関連部分の改正をいたしたところでございます。

今回、改めてこの手続条例を制定することになりました経緯といたしましては、本年4月の指定管理者制度開始に先立ち、昨年の条例整備の段階で2つの方法を検討しました。その一つは、手続条例を先に整備してから個別の施設の設置条例を改正する方式と、もう一つは、個別の施設の設置条例だけを改正する方式でした。本市におきましては、先に手続条例を決めることにより、具体的な施設への制度導入に当たって柔軟性を欠くおそれがあるとの判断から、当面は個別の施設の設置条例のみを改正することにより対応し、問題点、課題の整理ができた後に手続条例を制定することといたしました。

このたび一連の施設への指定管理者制度の導入によりまして、問題点、課題の一定の整理ができましたものと判断し、手続条例の制定をさせていただいたものでございます。

次に、手続条例制定の目的でございますが、1点目は指定管理者候補者選定の基本的な要件などの指定手続を定めることとでございます。

2点目は、地方自治法における市長等の兼業禁止規定が提要されないなど指定が行政処分であることの課題への対応でございます。

3点目は、民間事業者が公の施設を管理するにあたって、どのように公平性、公正さを担

保するかという課題への対応を図ることでございます。

それでは、具体的な各施設の条例改正内容につきましてご説明させていただきます。

報告第4号の参考資料3ページ、下に参考資料の「参」と書いてありますけれども、3ページから6ページの新旧対照表をご覧ください。

まず3ページの下段でございますけれども、松戸市文化会館条例、次に4ページに移りまして、4ページ下段に松戸市スポーツ施設条例、5ページ下段に松戸市民劇場条例、6ページ中段に松戸市青年館設置及び管理に関する条例の新旧対照表が載せてございますが、このいずれにおきましても、改正内容は指定管理者の候補者の選定及び指定管理者の指定の条文について、今回の手続条例の制定に伴い重複する条文を削除するものでございます。

なお、本来であれば、各施設の設置条例の改正前に教育委員の皆様にはご審議をいただかなければならない案件でございますが、今回の改正につきましては手続条例の制定が目的であり、これが制定となった場合に各施設の条例を改正するものとなっておりますことから、条例制定に先立ちご提案をすることができませんでしたので、ここにご報告をさせていただく次第でございます。

次に、議案第40号「松戸市民劇場条例施行規則の一部を改正する規則について」、議案第41号「松戸市スポーツ施設管理運営規則の一部を改正する規則」につきましてご説明させていただきます。

この2つの議案とも、先にご報告をさせていただきました手続条例の制定に伴い、市民劇場及びスポーツ施設の条例が改正されたことにより、その規則の一部に改正の必要が生じたため、ご提案をさせていただくものでございます。いずれの議案につきましても手続条例が制定されたことに伴いまして、規則のうち指定管理者に関連する条文の根拠となっております条例を各施設の設置条例から手続条例に移行いたしますために、規則の整備を行うものでございます。具体的な改正内容といたしましては、議案第40号「松戸市民劇場条例施行規則の一部を改正する規則」の参考資料、新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

第19条、指定管理者の指定の申請につきましては、現行では市民劇場条例第18条第2項の規定により実施しておりますが、右の欄改正案のとおり、これを手続条例第3条の規定に変更するものでございます。

これ以降の条文、第20条、23条につきましても同様の変更を行うものでございまして、現在市民劇場で行っております指定管理者制度の内容につきましては変更を生じるものではございません。

なお、今回の規則改正により、現行・改正案比較のとおり、あわせて指定通知書の整備を行っているものでございます。この件につきましては、新旧対照表の次のページに通知書（現行）と頭を書いてあり、次のページには改正案がありますけれども、現行案を次のページのように「市民劇場条例第20条第1項の規定」というものを取り除いて改正を図るものでございます。

議案第41号「松戸市スポーツ施設管理運営規則の一部を改正する規則」につきましても、同様の規則第12条、13条、16条の指定通知書等も含めまして、同様の改正を行うものでございます。

次に、会議次第4、その他についてでございますけれども、「松戸市文化会館条例施行規則の一部を改正する規則について」、「松戸市青年館設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」につきまして説明させていただきます。

この2つの案件につきましても、議案第40号、41号同様、先にご報告をさせていただきました手続条例の制定に伴い、文化会館及び青年館の設置条例が改正されたことにより、その規則の一部に改正が生じたために実施いたすものでございます。

いずれの案件につきましても、手続条例が制定されたことに伴いまして、規則のうち指定管理者に関連する条文の根拠となっております条例を、各施設の設置条例から手続条例に移行いたしたために規則の整備を行ったものでございます。

具体的な内容といたしましては、先程同様「松戸市文化会館条例施行規則の一部を改正する規則」の規則案新旧対照表条文をご覧ください。

第21条、指定管理者指定の申請につきましては、現行では文化会館条例第17条第2項の規定により実施しておりますが、これを手続条例第3条の規定に変更するものでございます。

これ以降の条文第22条、25条につきましても同様の変更を行うものでございまして、先程同様、現在文化会館で行っております指定管理者制度の内容につきましては変更が生じるものではございません。

また、今回の規則改正により、あわせて指定通知書の整備も同様行うものでございます。

その他の「松戸市青年館設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則」につきましても同様の改正を行ったものでございます。

なお、松戸市文化会館条例施行規則及び松戸市青年館設置及び管理に関する条例施行規則につきましては、松戸市教育委員会規則ではなく、松戸市規則でございますので、既に松戸市として改正されているもので、今回改正の報告をさせていただくものでございます。

以上、報告議案 1 件、議案 2 件、その他報告につきまして 2 件の報告をさせていただきました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

中身は 5 点にわたりますが、しかし、ただいまご説明いただいたように、新しく基本条例ができたので、それに他の条例等の条文の文言を合わせるというものです。

規則制定権は市にあるものと、当教育委員会にあるものと 2 種類あるので、教育委員会の権限事項については、ここで規則を改正し、その他のものについては報告事項にすると、そういうご説明ですね。

したがいまして、まず報告議案第 4 号から質疑及び討論をお願いします。報告議案については、ここでは慣例に従いまして一応承認のような形をとっておりますので、ご意見伺った上で確認の意味でのご了承をお願いします。いかがでしょう。

ご質問がなければ私の方から若干質問させていただきます。最初の 1 ページ目の松戸市指定管理者の指定手続等に関する条例、これはいつできた条例になりますか。

企画管理室長 お答えします。

7 月 11 日施行でございます。

委員長 これは附則 1 号で公布の日から施行とありますから、7 月 11 日が施行された日ということですね。

この親条例ができたので各条例の条文を変更するということになりますが、第 2 条で「市長（松戸市教育委員会が管理する公の施設については、松戸市教育委員会。」とありますが、これは特に市長にその権限がありますけれども、市長から教育委員会に委託しているというそういう趣旨ではなくて、条文の中身に市長または松戸市教育委員会とある、それぞれ別だという意味で理解してよろしいですか。

企画管理室長 この件につきましては、松戸市条例で施設の条例設置、施設そのものが条例化されております。条例の中で委任とありますが、規則の方で教育委員会が管理する体系を整えている状況でございます、そのような内容でございます。

委員長 その委任されているのは幾つあるかわかりますか。今お答えいただかなくても、きょうの審議に関係なければいいんですが、幾つかあるわけですね。

企画管理室長 はい。例えば市民劇場につきましては市民劇場の規則、松戸市の教育委員会が委任を受けまして管理をいたしております。文化会館につきましては、松戸市規則にて行っており、松戸市教育委員会は実際の管理としましては、

委員長 例えば先ほどお読みいただいた参考資料の3ページの松戸市文化会館条例の18条では「市長は」とありますから、これは市長ですからよろしいですね。5ページの松戸市民劇場条例、これは19条「教育委員会は」とありますから、条例で教育委員会と定めていますね。したがって、これは教育委員会の専決事項.....

企画管理室長 これは、規則で教育委員会が管理するような体系整えているものですので「教育委員会は」ということでございます。教育委員会規則で定めております。

委員長 わかりました。後ほどでもいいですので、この辺どんなのがあるかを調べてご報告いただければありがたいです。

それから、4条をごらんください。1ページです。「市長は、次の各号に掲げる基準及び規則で定める基準を満たすもののうち」というふうにあります。これは解釈上1号から6号まで、全部満たすことが必要だということによろしいですね。

企画管理室長 はい。

委員長 気になったので確認させていただきました。

したがって、まずこの松戸市文化会館条例等の一部改正について、資料にございますように幾つかありますが、すべてこれは改正されたということになります。

改正の内容はすべて同じで、根拠条文のところの修正を行ったということです。

私の方の確認質問はその程度ですが、いかがでしょう。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、報告第4号につきましては、これを承認するということでご異議なきものと認め、これを承認することに決定いたしました。

議案第40号

委員長 次に、議案第40号「松戸市民劇場条例施行規則の一部を改正する規則について」を議題とします。

議案第40号につきましては、先ほどのご説明のとおりです。

これは表題の次のページをごらんください。松戸市民劇場条例施行規則の一部を改正する規則で、松戸市民劇場施行規則(昭和56年松戸市教育委員会規則第5号)とありますように、教育委員会が専決権を持っているということで、ここにお諮りする次第です。

中身は先ほどと同じように条文の根拠条文を変更するというだけで、内容の変更はありま

せん。いかがでしょう。

根守委員 手続等に関することですから、ありません。

委員長 よろしいですか。

根守委員 はい。

委員長 様式も若干変更がありますが、それは下線引いてあります。根拠条文が変わったのは、はっきりそれを明示してあるということですね。

もし質疑、討論がなければこれで終結といたします。

これより議案第40号を採決いたします。

議案第40号については原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議ないものと認め、議案第40号については原案どおり決定いたしました。

議案第41号

委員長 次に、議案第41号「松戸市スポーツ施設管理運営規則の一部を改正する規則について」を議題とします。

議案第41号については、先ほどご説明いただいたとおりです。

これより質疑、討論に入ります。

これも2枚目を見ますと、松戸市教育委員会規則第8号とありますので、松戸市教育委員会の専決事項ということになります。中身は先ほどと同じで根拠条文が変わったということ、様式についてはそれを明示したことになります。よろしいですか。

瀧田委員 スポーツ施設の41号の方で、もちろん先程の条例施行により条文が変わったということで、何の異論もございませんですけども、このように手続条例が施行されるということは、これからも施設に対して、そういう傾向が広がっていくというふうに理解しますが、この4月から指定管理者制度というのがもう施行、実行されておりますので、その全体的な傾向ですね、最初の第4号のところの4条に3つほど書いてありますが、はっきりとした評価はまだできないでしょうけれども、どういう傾向とか、それから市民からの声とか、あとは雇用の傾向とか、プラスマイナスいろいろあるかと思えますけれども、そういうことを伺ってもよろしゅうございますか。まだちょっと時期尚早かとは思いますが。

スポーツ課長 4月からスタートしまして、また3カ月ちょっとでトータルでの評価というの

はまだできていないんですけれども、現在のところスポーツ課に届く市民からの評価といたしますか、クレームといたしますか、クレームにつきましては一件もございません。利用者の評判は、したがって非常によいのかなという判断しておるんですが、つい先日も利用している市民から、実際に親切な窓口の対応だったということでお礼の手紙が1通届いております。

それから、指定管理者制度を導入して指定管理者が新たな事業をできるわけですが、現実には今、新しい事業というのは行っておりません。ただ、今までスポーツ課の方でトレーニング機器講習会というのが月2回ほどのペースで年間24回ですが、行っていたものが、月4回、年間48回、つまり倍の講習会が行われるようになりました。それが指定管理者制度になってから、回数がふえたということでございます。

以上でよろしいでしょうか。

瀧田委員 ありがとうございます。ちょっとまだ時期尚早で申しわけなかったかなと思いますけれども、市民の一般からの評判がちょっとわかればいいのかと思いました。

それから、スポーツの場合ですが、指定管理者が独特のスポーツ団体の場合、今は1つの会社が指定されていると思いますが、独自の事業がどのぐらいなされているかと思っております。今のところ余りなく、今までどおり市民活動の延長というか、社会教育でできたグループが中心になってがちり活動しているというふうに思ったところです。ありがとうございました。

委員長 ほかになにかございますか。よろしいですか。

もしご質問等なければ、これで質疑、討論は終結といたしたいと思えます。よろしいですか。

これより議案第41号を採決いたします。

議案第41号については原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議ないものと認め、議案第41号は原案どおり決定いたしました。

その他

委員長 次に、関連する報告事項の1、2ですが、これも先ほどご説明いただいた事項です。

もし質問がなければ報告済みということでよろしいですか。

(「はい」の声あり)

委員長 関連するのはすべて同じところですよ。

その他の1、2を報告いただいたということにしたいと思います。

議案第42号

委員長 それでは、次に議案第42号「松戸市少年センター運営協議会委員の委嘱について」を議題とします。

ご説明願います。

こども課長 議案第42号「松戸市少年センター運営協議会委員の委嘱について」

松戸市少年センター設置条例第3条に基づき、別紙により松戸市少年センター運営協議会委員に委嘱する。

提案理由といたしましては、松戸市少年センター運営協議会委員に変更が生じたためでございます。

次のページをご覧くださいと存じます。

1番の委嘱者の表の中で、一番下の段、五号委員は今回の変更が生じた関係機関団体でございます。その中で少年補導員連絡協議会会長、鈴木千枝子様が退任いたしましたので、その退任に伴いまして、新たにこの表にございます真木明彦様が新会長になりましたので、ここで委嘱をさせていただきたいと存じます。

新委員の任期といたしましては前任者の残任期間となりますので、平成18年7月13日から平成19年10月31日まででございます。

以上でございます。

委員長 議案第42号につきましては、ただいまご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。いかがでしょうか。

この松戸市少年センター運営協議会というのは実際どのように運営されているか、活動状況を教えていただけますか。

こども課長 松戸市少年センター設置条例に基づきまして設置された機関でございますが、20名以内の委員で構成されております。現在16名の委員で、年4回開催しておりますが、年間の補導活動等について年間計画をそれぞれ運営協議会でご審議いただきまして、補導活動等に当たっております。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

いかがですか。よろしいですか。

前回この場で、少年補導に我々も1度一緒させていただくことを企画していただけたという話でしたが.....。

こども課長 今回、補導員さんの委嘱でございまして、ここで1カ月の補導員さんの研修期間終わりまして、ようやく7月から補導を開始しました。教育委員さんの補導参加につきましては、適当な時期を検討しておりますので、ご了解いただきたいと思います。

委員長 ありがとうございます。よろしく申し上げます。

瀧田委員 運営協議会の委員さんを拝見いたしますと、20名のところが16名でいらっしゃるから、まだ少し空席があるような気がします。規則でどういうふうになっているか、存じ上げないのにこういうことをいうのも気が引けますが、もう少し年齢の若いというか、青年の団体の代表みたいな方を何人か入れるということは、今すぐということではないですけども、今後の方針として考えられるのか。それとも、やはりこういうある程度の職業の方から出ていただくのか、ちょっとその辺がもう少し広げてもいいんじゃないかなというふうに思うんですけども、お聞かせいただけますか。

こども課長 ご意見ありがとうございます。今おっしゃいました各委員さんの選考要件でございまして、少年センター設置条例施行規則の中で5項目ございまして、それぞれ教育関係、児童福祉関係、警察関係等々、特に職を指定しているものではございませんので、今いただいたご意見なども今後の参考にさせていただきたいと存じます。

瀧田委員 方向性として少し考え方の中に年齢の幅を。

こども課長 1つは青少年相談員さんなんかも入っていますので、ここは定年年齢45歳でございまして、そういう方も中にはいらっしゃいます。あと長い経験等もやはり重要な委員さんとしての資質、素養かとも思いますので、それらを今後参考にさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

委員長 もしご意見がなければ、これで議案第42号についての質疑、討論は終結とさせていただきます。

これより議案第42号を採決いたします。

議案第42号につきましては、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議ないものと認めまして、議案第42号は原案どおり決定いたしました。

議案第43号

委員長 次に、議案第43号「松戸市教育功労者の表彰について」を議題とします。

ご説明願います。

こども課長 議案第43号「松戸市教育功労者の表彰について」

松戸市少年センター運営協議会委員の退任に伴い、松戸市教育委員会表彰規則第2条第1項第5号の規定に基づき、次の者に感謝状を贈呈する。

氏名、鈴木千枝子様でございます。

提案理由につきましては、松戸市少年センター運営協議会委員として、青少年健全育成に多大な功績があったためでございます。

具体的には次の表に記載させていただいておりますが、この表の中の8番で経歴を記載させていただいております。平成11年11月から平成18年6月まで少年センター運営協議会委員を3期6年7カ月歴任していただきました。

また、9番の功績の概要でございますが、「多年にわたり、少年センター運営協議会委員として職務を遂行され、また、少年補導員連絡協議会会長として青少年の非行防止、健全育成活動の推進に尽力され社会教育に多大に貢献された」ということで、感謝状を贈呈したいと存じます。この鈴木千枝子様、補導員35年やっていただいております。

なお、この表中、生年月日の誤載がございます。訂正をお願いいたしますとともに、おわび申し上げます。

宜しく願いいたします。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

適用条文の根拠は、大体今までのように第2条の第5号です。

よろしいですか。ご質問やご意見がないようですので、これで質疑、討論は終結とさせていただきます。

これより議案第43号を採決いたします。

議案第43号については原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第43号は原案どおり決定いたしました。

議案第44号

委員長 次に、議案第44号「市立小学校附属幼稚園保育料等の減免措置に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

ご説明願います。

学務課長 議案第44号「市立小学校附属幼稚園保育料等の減免措置に関する規則の一部を改正する規則の制定について」ご提案申し上げます。

市立小学校附属幼稚園の入園料、また保育料につきましては、国の幼稚園就園奨励費補助金交付要綱というのがございまして、それに基づく国庫補助金を受けて減免措置を行っておりますが、このたび国庫補助の限度額が改定されたことに伴いまして、規則を改正するものであります。

新旧対照表がございまして、そちらで説明申し上げたいと思います。

市立幼稚園の保育料等の減免措置につきましては、現行では、その表にありますように「生活保護法の規定による保護を受けている世帯又は当該年度に納付すべき市民税若しくは市民税の所得割が非課税となる世帯に属するもの」、こういう世帯に対して減免措置が、その右のようにとられております。

そこを簡単に申し上げますと、(1)、(2)、(3)とありますが、本市の場合1年保育になっておりますので、1人在園している場合は2万円減免措置がとられる。2人っ子的場合は上の子供が2万円、下の子供が4万3,000円、もし3つ子が3人とも入園しておりますと、2万円プラス4万3,000円プラス6万5,000円の減免という額になっていたわけですが、先ほど申し上げましたように国の国庫補助の限度額というのが改定されたことに伴いまして、右のように改正するものであります。

中身につきましては、次のページの表を見ていただくと、一番わかりやすいかと思うんですが、第1、第2というふうに分かれております。第1の方が先ほど申し上げました現行のものに対比するものであります。そこ区分については同じですが、1人の場合2万円、ここは変わらないんですが、次の2人以上在園している場合の次年長者、これ3万8,000円、3人目以降の園児というのは6万6,000円ということで、現行とは改定されている部分であります。

今回の改正によりまして、新しく加わりましたのが別表の第2でありまして、これは今までの制度ではその入園している園児についてのみ対象といたしますが、そういうふうになっていたわけですが、園児の上に小学校1年生の兄または姉がいる場合には、入園している子供に対して減免措置がとられますよというのが下の表であります。今までは小学校1年生にお兄ちゃん、お姉ちゃんがいても、そういうことは一切関係ありませんでした。それが小学校1年生だけに限られるんですが、お兄ちゃん、お姉ちゃんがいる場合には、この表第2のように減免の措置が受けられますよというものであります。

そして、表1と2で、もし非常に極端な例を申し上げますと、もし3つ子の子供が入園していたとしますよね。そうすると、表1でいきますと、この2万円、3万8,000円、6万6,000円をプラスした12万4,000円の減免が得られるんですが、表2の方、もし3つ子で小学校1年生がいますということで下の方を適用しますと、合計しても9万円にしかならないんです。3つ子がいますということで表1を適用すると、12万4,000円の減免が得られる。表2を適用して、小学校1年生のお兄ちゃんなりお姉ちゃんがいて兄弟4人だと。それで1人小1で3人が幼稚園に入園していると。それを下の表を適用すると9万円の減免額ということになりますので、下を適用すると損してしまうと。そういう場合には減免額が多い方を適用していいですよという、それがその前のページにあります改正案の下の方に3とありますが、「別表第1及び別表第2の適用については、それぞれの表を適用して得られた減免額が多い表を適用する」というふうなことであります。

改正の概略は以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

小学校1年生だけに限定した理由というのは何なんでしょうか。

学務課長 ちょっと国の方の制度改正の方の趣旨については、まだよくわかりませんが、小1というふうに限定されております。

委員長 国の制度改正に伴う松戸市の市立幼稚園に通う子供に対する措置の改正ということで、内容については議論する余地はないようですね。質疑等はこれで終結させていただいてよろしいですか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、これから議案第44号を採決いたします。

議案第44号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議ないものと認め、議案第44号は原案どおり決定いたしました。

議案第45号

委員長 次に、議案第45号「平成19年度使用松戸市立松戸高等学校用教科書の採択について」を議題とします。

ご説明願います。

市立高等学校担当室長 議案第45号「平成19年度使用松戸市立松戸高等学校用教科書の採択について」ご説明いたします。

松戸市立高等学校管理規則第19条から第21条の規定によりまして、学校長が制定いたしました平成19年度に使用する教科書について採択をしていただくためにご提案するものでございます。

なお、平成19年度は高等学校低学年で使用される教科書を中心に新たに使用開始になるのがございますので、よろしく願います。

提案内容の説明の前に、市立高校で使用する教科書の選定及び採択の手順についてご説明いたします。資料を添付してございますので、6ページをごらんください。

上段には採択の手順が文書で、下段にはそれを図式化したものが記載してございます。

なお、上段下段の番号は符合しております。

まず、毎年千葉県教育委員会から次年度に使用予定の教科書について必要数の報告依頼があり、教科書選定採択の事務が始まるわけですが、松戸市では市立高校でより一層適した教科書を選定していただくために、県教育委員会からの依頼を待たず、5月中旬に市立高校へ選定を依頼し、選定期間を確保しております。それが(1)の内容でございます。今年度は5月8日付の文書をもちまして、来年度使用教科書の選定を依頼したところでございます。

(2)ですが、市教育委員会の依頼を受け、市立高校では「松戸市立高等学校で使用する教科書の採択に関する方針」に基づき、文部科学省検定教科書の中から19年度に使用する教科書の選定を行います。

(3)ですが、県教育委員会から市立高校へ19年度に使用する教科書の報告依頼が送付されます。今年度は6月19日付で送付されました。

(4)ですが、市立高校から市教育委員会へ教科書本体を添えて選定報告書が提出されます。今年度は6月20日に19年度使用予定教科書一覧及び選定理由書が高校から市教育委員会

に提出されております。

なお、4ページから5ページに報告書の移しを添付してございますが、これにつきましては後ほど学校長の方からご説明させていただきます。

次に、(5)ですが、市教育委員会では選定報告書を受け、関係法令等に基づき適正に選定されたものかどうか確認しまして、本日の教育委員会会議に諮っております。

(6)といたしまして、本日の会議で議決を得まして、平成19年度の使用教科書の採択が決定されます。

続いて(7)ですが、市教育委員会から高校へ採択決定通知が送付され、(8)及び(9)において、この採択決定により、高校が19年度使用教科書需要教育書を作成し、県教育委員会に報告いたします。

以上が教科書の選定及び採択の手順でございます。

なお、今年度の県教育委員会への報告期限ですが、7月19日になっております。

それでは、議案の内容についてご説明いたします。

まず1ページ及び2ページをごらんください。学校長が選定しました教科書の一覧です。左から科目、教科書名、出版社、学年・学科、新規の別、難易度の順になっております。

なお、難易度については新規採用予定の教科書のみに記載してあります。

また、新規の欄が空欄になっているものについては、昨年度までに採択されたもので来年度も引き続き継続使用になるものでございます。

次に、本年度新規選定されました教科書につきまして、まとめたものが3ページの新規教科書採択調査表でございます。左から科目、教科書名、出版社、学年・学科、採択の方針及び難易度に分かれて記載してございます。中ほどの採択の方針欄についてですが、8ページに添付してございます市立松戸高校で使用する教科書の採択に関する方針の中の各項目について、それぞれ教科書が適合しているかについて記載してあります。

右端の難易度につきましては、基本的なものをA、普通をB、上級をCと記載しております。

それでは、採択の方針欄の各項目についてご説明いたします。

まず教育課程に即しているかですが、市立高等学校教育課程に定められた教科科目に合致した教科書を選定しているかどうかについて確認したものでございます。

次に、検定済年ですが、それぞれ記載のある年に文部科学省の検定を受けていることを示しております。

なお、年度に読みかえる場合は例えば平成18年は平成17年度の検定となっております。

3番目に、慎重かつ公正に選ばれたものかにつきましては、高等学校の教科関係者の意見を聞いて慎重かつ公正に選定されたものかを判断基準といたしております。このことにつきましては、各教科担当者間で協議、検討の上、校長に具申されそれを受けて校長が決裁し、選定したものであることを確認しております。

4番目に、生徒の実態に即したものかについてですが、生徒の興味関心及び進路希望等を考慮して各教科ごとに総合的に判断し、生徒に最もふさわしい教科書として選定されたものであることが選定理由書及び学校長の選定報告書に記載されております。

以上、事務局で事前調査した結果、すべての教科書が教科書採択の方針に合致しておりましたことをご報告いたします。

なお、選定理由につきましては、別冊としてお手元に配付してございますので、ごらんいただきたいと思います。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

教科書の選定結果につきまして学校長よりご報告申し上げます。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

それでは、お願いします。

市立高等学校長 市立松戸高等学校長の中村でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

今、室長の方からご説明がありましたとおりなんですけれども、経過につきまして若干補足しながら説明させていただきます。

市教委からの通知、それから県の高等学校教科書選定連絡協議会を受けまして、この協議会には本校からは教務主任が出席をしております。それを受けまして、5月中旬過ぎから選定の作業に入ってまいりました。選定に当たりましては、松戸市立松戸高等学校で使用する教科書の採択に関する方針や選定上の留意事項等に配慮しながら、選定を進めてきたところでございます。

基本的には生徒の実態に合った教科書、生徒の興味関心、さらには進路指導の状況等を踏まえながら選定をしていくということになりますけれども、選定に当たって特に留意したことは、選定をしていくときに科目の担当者が個人で1人で判断することのないように、十分教科会議の中で意見を交換し、検討していくようにいたしました。最終的には教科主任会を

招集しながら、そこに教頭、私も入りまして選定をしたというところでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

議案第45号につきましては、ただいまのご説明のとおりでございます。

これより質疑及び討論に入ります。

数が多いので大変だったと思いますけれども、何か特に問題になったようなことはございますか。

市立高等学校長 実際そこに新規として19冊教科書が上がっていますが、ことし改訂の年に当たっていますので、改訂したのもすべて新規ということで数えています。実際に出版社を変えたのは19の中の8冊で、あとの11冊が改訂されたものを引き続き使用しているということです。もう前のものはありませんので、この改訂したものを採用するしかないということになります。

改訂の方も、数学なんかはほとんどもう中身は同じで、若干それまでの改訂から少し難しいものを教えてもいいというふうなそういう柔軟な広がりがちょっと出てきましたので、そんなことが付録的に後ろに記載されているということで、数学なんかはほとんど前のものと変わってはいません。

あと体裁が変わったりとか、あるいは表紙が変わったりという、表紙のサイズが大きくなったというふうなことであっても、みんな新規というな形で入っていますので、そういうことで、ことしは新規の数が多くなっているということでございます。

実際に出版社を変えて、採用しているのは8冊になります。ちなみに申し上げますと、一番上の国語総合、それから地図ですね。それから地学の、音楽の、それから書道の、それから英語の選択、Vivid Reading、それから下の方にいきまして家庭総合、情報A、このものは出版社も新しくしました。しばらく使ってきた教科書ですので、新規のものにしていったということでございます。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

瀧田委員 1つずつの教科書については、それぞれ高等学校の教科の先生のご審議のもとで選択されていると思いますので、信頼しておりますので異論はもちろんございません。

ちょっと質問なんですけれども、7ページになるんでしょうか、「市立高等学校用教科書選定の観点」というページがございますね。観点のところですけども、この中で私がどう

してもひっかかるのが「生徒の発達段階」という言葉がこのページの中に4回入っています。発達段階というのは、体の発達段階なのか、知能の発達段階なのか、精神の発達段階なのか、高等学校で「発達段階」といった場合は何を主立って差しているのかということが不思議です。例えば「学習能力に応じて」とか、そういう言葉は使えるのかどうかわかりませんが、高等学校ぐらいになると、ある程度興味の差は出てきても、発達という基本のところはもう到達しているのではないかというふうに思います。義務教育の段階で、もうその辺は到達線があるのではないかと感じておりましたものですから、不思議に思ってお尋ねしました。いかがでしょうか。

市立高等学校長 私は委員さんがおっしゃったように言葉として適当でないかなというふうに思います。やっぱり子供たちの習熟度の状況であるとか学習状況を踏まえながらとか、そんな言葉の方が適当かなというふうに思っています。

根守委員 義務教育の方では、その学年に応じたとか、年齢に応じたとか、このような表現はされておりますね。

瀧田委員 義務教育と高校教育とは違うと思いますが。

教育長 義務教育においては年齢別、発達段階という言葉は頻繁に使われていますね。

瀧田委員 はい。それは義務教育の段階は使います。

教育長 私も確かに義務教育でもやや抵抗がありますね、年齢別発達段階という表現は。

瀧田委員 幼児とか、そういうもう明確に体の発達段階がある場合はいいけれども、ある程度学習意欲とか学習能力とか、それからあとは興味、好み、そういうことも入ってきますよね、高校になると。

教育長 人間80過ぎても成長する。発達段階ね。

瀧田委員 発達と言わない。やっぱり個性ですから。

ちょっとその点どこの部が検討する課題なのかわかりませんが、ご検討いただきたいとしたいと思います。

市立高等学校担当室長 貴重なご意見、今後十分検討させていただきたいと思います。

委員長 恐らくこの基準については相当前から存在する観点であって、その観点自体の見直しをせずに、原則これにしたがってやっているということなんでしょうね。ですから、この観点の内容を、いつか考え直してみるという必要があるかと思います。

しかし、8ページの方針のところを見ますと、2の(4)に、学校長は学校の実態に即し、生徒の学力に応じた最もふさわしい教科書を選定するとあります。しかも、教科書選定理由

書のこの説明の中には「発達段階に応じた」という表現は見当たらず、むしろ生徒が十分理解できると判断するとか、そういう説明理由になっています。ですから、実質は先生が心配なさるようなことじゃなくて、おっしゃるような形で学力に応じた教科書としてはどれがいいのか、ということでお決めになっているんだと思います。

瀧田委員 表現の仕方だと思いますけれども。

委員長 いいえ、選定の観点というこの基本原則があるので、恐らくそれに拘束されることは確かですからね。選ばれる方も、これは悩まれると思いますよ。いつか表現を工夫していただきたいと思います。

そのほかいかがでしょうか。

八田委員 教科書の選定ですけれども、この市立高校が一応この文部科学省の告示等を参考にしているのを選定するとうたっています。しかし、この市立高校の何か独自性というものがありますか。例えば去年もこの議事録見ていきますと、英語の教科書の問題でいろいろ議論されているのを読みましたが、なぜCを、難易度の高いものをするのかという、もう少し何か考え方がありませんでしょうか。もちろん英語の問題だとか、英検の問題だとか、いろいろのことがありますでしょうけれども、いま一度明確に少しお話を聞きたいと思いますので。去年もその話が書いてありましたね。

根守委員 たしか教育長が英語の方レベルが低い教科書をやっているじゃないか。もう少し能力に応じた高度なものを活用したらどうかというようなことを、お話しになりました。今回、難易度のC、生徒の実態に応じた一番高度なものを選んだと私なりに解釈していますけれども。

八田委員 学校自身の独自性という、何か特色というのは何かこの教科書の選定にあるのかどうかということ。

市立高等学校長 英語の教科書につきましては、確かに本校に入学してきた子供たちにとっては、入学したときの力では、かなり難しい教科書を扱っているかなというふうに思います。これは、担当する英語の教師がそれを意図的に採用しているわけで、その難しい教科書を使用することで、それを理解させていながら自信をつけさせるということを担当教師等が考えながらやっています。だからそれをかみ砕いて、わかりやすく教えるということでは、かなり先生方も苦労しながらやっていることだろうと思いますけれども、今見ておきますと、本校の国際人文科の生徒たちは、着実に英語の力はつけてきているかなと思います、1年入ったときと3年とを比べますと。それを使うことで成果をおさめていると思います。

委員長 そうですね、教科書も、それから副読本も今はいいのがたくさん出ていると思うんですね。ですから、あとは教え方と生徒の意欲ですね。学びたいという意欲と、どうやって関心をそちらに向けるか。幾らいい教科書を使っても、教師の指導力がやっぱり問われる。両方が大事なんでしょうね。それぞれ高等学校では工夫しながら、この教科書を選択されたものと思われまます。いかがでしょう。

教育長 これ参考までに聞きたいんですが、選定の観点に他教科、科目との関連性を持たせるというのがあります。総合的な学習は今どこで、どのような形で行われているか、それをちょっと。

市立高等学校長 今、本校の総合的な学習の時間は、進路学習を中心にしながら、3年間を通してで生き方、あるいは人としてのあり方を学ばせるというようなことで取り組んでいるところでございます。

教育長 わかりました。

委員長 よろしいですか。

それでは、これをもちまして質疑、討論は終結とします。

これより議案第45号を採決いたします。

議案第45号につきましては、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第45号は原案どおり決定いたしました。

議案第46号

委員長 次に、議案第46号「平成19年度使用小学校及び中学校用教科用図書の採択について」を議題といたします。

本議案、教科用図書の採択につきましては、ご承知のとおり、採択協議会の結果通知を受けて、本市と同様に各市教育局委員会で教育委員会会議を開催することになります。その会議は、それぞれの市教育局委員会の裁量となっております。したがって、本市を含め各市町村の決定が相互に影響を及ぼすことなく採択を行うとの協議会での申し合わせを勘案いたしまして、本議案の審議を秘密会にいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、松戸市教育局委員会会議規則第13条により決を採らさせていただきます。

これより行う教育委員会会議を秘密会にすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議ないものと認め、本議案にかかわる教育委員会会議は、これより秘密会といたします。

なお、議案の結果につきましては9月1日以降に公表することにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

秘密会は議事録をとっていないところですが、本案件につきましては記録を残しておきたいと考えております。そういうことでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

委員長 以上ご異議ないものと認め、そのように取り計らいたいと思います。

それでは、松戸市教育委員会会議規則第14条2項及び松戸市教育委員会傍聴人規則第8条の規定により、これより指定する職員以外の方はご退席くださるようお願いいたします。

お残りいただく方を申し上げます。

生涯学習本部長、学校教育担当部長、企画管理室長、指導課長、指導課長補佐、指導係長、教育研究所長、教育研究所長補佐、以上でございます。

指定職員以外は退席をお願いいたします。

(指定職員以外退室)

委員長 それでは、議案の説明をお願いいたします。

指導課長 議案第46号「平成19年度使用小学校及び中学校用教科用図書の採択について」を説明させていただきます。

平成19年度使用小学校及び中学校用教科用図書について、別紙一覧のとおり決定する。

平成18年7月13日提出、松戸市教育委員会教育長、齋藤功でございます。

提案理由につきましては、記載のとおりでございますが、平成19年度使用小学校及び中学校用教科用図書について、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条により、去る7月7日に開催されました教科用図書東葛飾西部採択地区協議会において、小学校及び中学校用教科用図書が選定されましたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条に従い、松戸市教育委員会として審議し、決定していただくために提案いたすものでございます。

以上でございます。

委員長 ありがとうございました。

それでは、まず、議事の進め方についてお諮りをいたします。

初めに、東葛飾西部採択地区協議会の状況について、教育長よりご説明をいただきます。
次に、平成19年度の小学校用教科用図書及び中学校用教科用図書並びに107条の規定による教科用図書、これは拡大教科書をも含みます、について説明をしていただき、議案全般の質疑及び討論の後に全体の採決を行いたいと思います。

それでは、教育長、お願いします。

教育長 それでは、私から採択協議会の経緯についてご説明申し上げます。

平成19年度使用教科書の採択について、去る7月7日に開催されました教科用図書東葛飾西部採択地区協議会におきまして、小中学校の教科用図書が決定されました。5月11日の教育委員会議において、教科用図書東葛飾西部採択地区協議会規約及び松戸市の平成19年度使用教科用図書の採択に関する一般方針が承認されましたことは、既にご案内のとおりでございます。そして、6月5日に第1回西部採択地区協議会において、基本方針、規約の承認等が決議され、続いて、7月7日の第2回西部採択地区協議会において、西部採択地区における各教科書が決定されました。

7月7日の第2回西部採択地区協議会の内容ですが、初めに、19年度の小学校、中学校用教科用図書は、本年度と同じものを使用することの確認が行われました。これは法律即ち教科書無償措置法の規定によりまして、4年間同一の教科用図書を使用することとなっております。

次に、特別支援教育に使用される、学校教育法第107条の規定による教科用図書、拡大教科書を含む教科書は、毎年採択することになっておりますので、採択協議会が委嘱した専門調査員の報告と協議会委員による審議を経て、107条図書が別表のとおり決定されました。その経緯でございます。専門調査員からは、選定に当たり、平成19年度から新たに加わった107条図書に対してその内容、組織、配列、表現、造本の観点から説明を受けました。その後、それを加えた107条図書に対して別表のとおり決定されました。さらに、107条図書の一つとなっております弱視の児童・生徒のための拡大教科書についても、あわせて決定されました。

以上、経緯について申し上げます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

委員長 ありがとうございました。

教育長より、今までの経過と7月7日に開かれました東葛飾西部採択地区協議会の内容についてご説明をいただきました。

次に、平成19年度使用小学校用教科用図書及び中学校用教科用図書並びに学校教育法第107条の規定による教科用図書（拡大教科書を含む）について、説明をお願いします。

指導課長 初めに、平成19年度小学校用教科用図書及び中学校用教科用図書につきましては、今、教育長の方からもお話しがありましたように、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条及び施行令第14条におきまして、4年間同一の教科用図書を採択しなければならないということになっております。

本市では、小学校は平成16年度、それから中学校は昨年度、平成17年度に現在使用している教科用図書を採択しておりますので、平成19年度も同一の教科用図書を採択していただくこととなります。それで、議案の2枚目の平成19年度使用小学校用教科用図書が別紙1になります。

それから、次のページになりますが、別紙2、これが平成19年度使用中学校用教科用図書になります。

次に、別紙3になりますが、学校教育法第107条の規定による一般図書、以下107条本と言わせていただきますが、それにつきまして説明させていただきます。

107条本については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律14条及び施行令14条から除かれておりますので、これにつきましては毎年度採択していただくこととなります。107条本の一覧は別紙3になります。別紙3の備考欄のところに米印のついているものがございしますが、2枚目と合わせて4カ所になりますけれども、これが今年度新たに選定された一般図書になります。それ以外につきましては、昨年度まで採択されていた一般図書であります。

それから、別紙4になります。これが拡大図書の一覧であります。拡大図書も107条本に含まれることとなります。拡大図書については、小学校用及び中学校用教科用図書を拡大したものですので、本市が採択している教科用図書は、その表の中の株式会社キューズの「新編 新しい社会 3・4上」から「新編 新しい社会 公民3」までの小学校拡大図書及び中学校拡大図書になります。これが、本市が採択している教科書に対応した拡大図書ということになります。

次に、107条本につきまして少し説明させていただきますと、107条本につきましては、主に特殊学級にて使用することになりますけれども、特殊学級では別紙1、2で採択されました検定教科書を使用することができます。ただ、相当学年の教科書では効果が上げられないと考えられる場合には、特別な教育課程を編成して他の学年、主に下学年の教科書になりま

すけれども、その教科書を使用することもできます。さらに文部科学省の著作を有する養護学校用教科書を使用することもできます。これについては、私どもでは星本とっております。星が1、2、3とついたもので、文部科学省の著作の名義を有するものです。星本については、国語、算数、音楽の3教科がございます。さらに、また、これらが子どもの実態に即さない場合には、一般図書を使用することになります。これが今、一覧で示してあります107条本になります。

このように、特殊学級で使用する教科書は、児童・生徒の実態に合わせて選定するようになっております。また、拡大図書については、本市には弱視学級があることや、平成16年度より特殊学級の児童・生徒だけでなく、普通学級に在籍する児童・生徒においても使用が可能となっておりますので、このように児童・生徒の実態に即した教科書の選択の幅を広げ、松戸市の特別支援教育の充実を図るためにも、107条本及び拡大図書の採択をしていただきたいと考えております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

以上、ご説明のとおりです。いかがでしょうか。質疑及び討論をお願いいたします。

根守委員 「弱視・全盲の子どものために」というこのハンドブック、これは現在使っているんですね。

指導課長 拡大本につきましては、毎年採択していただいておりますけれども、過去、15年度に中部小学校で1名使用しましたけれども、現在は使用しておりません。

教育長 一応、情報提供だけさせていただきたいと思います。107条本で新規4冊が加わりましたけれども、2ページ目の職業・家庭の欄で、18番「全日本手をつなぐ育成会」作成の教科書で「自立生活ハンドブック11 ひとりだち」のこの本について、委員の中から疑問というか問題提起がなされました。内容をちょっと瀧田委員おっしゃっていただけますか。

瀧田委員 たしか「自立するために」という本の中に、「二十になったらできること」ということがあって、その中に喫煙はオーケーとか、競輪・競馬もできるとか、もちろん選挙権のこともありましたが、あと飲酒についても入っていることに関して、果たしてそういうものを入れることがふさわしいかどうかということで大分強烈な意見がありました。

それで、私は個人的には、この本をつくったのが「全日本手をつなぐ育成会」だということにちょっと着眼しまして、実際に育てている親御さんたちにとってはもう卑近なこと、実際の生活の中で、必ずしもきれいに描かれたものじゃないものに対しての欲望が子供たちに起こったときに、それについては相当シビアな場面があるので、そういうことを考えない

で過ごしていくという生活はできないのではないかなと私は思いました。ですから、私は当然そういうことも含まれてもいいのではないかと、ただし、まさに指導者の持って行き方というか、それが問題なわけでございます。

教育長 そうですね、教える指導者の問題が大きく影響するでしょうね。そうでした。というわけで、そういう問題提起がなされまして、それに賛同する方々も結構いました。

瀧田委員 多分五、六名はいらっしゃったのではないかと思いますね。

委員長 5票が反対意見でした。

教育長 確かに法律上、二十過ぎればすべてクリアできる問題でございまして、合法的なんだけど、合法的なのとやっぱりモラル、教育的な問題とは違うのではないかというようなそういう見解なんでしょうね。私もなるほど、ちょっと行き過ぎかなとは思ったけれども、競輪・競馬まで何で出すのかなと思っていろいろ考えていたところで、途中からやっぱり瀧田先生のように、きれいごとだけを並べても自立にはつながっていかないという現実もある。諸々のことを体験しながら、あえて体験することもないかもしれないけれど……。世の中の現実と仕組みというものを知っていくことによって、障害を持つ子ども自立していけるんだということの配慮はこの教科書にはあるんだろうというふうに私もそう解釈しています。だから、言語道断という論調はいかなものかというふうに思いました。

瀧田委員 そうですね。ですから、実際に生活の中で本当に困っていることを言っていく団体なんじゃないかなと思いますけれども。

教育長 ただし、団体の中にもいろんな考えの方たちがいて、全部同じ哲学を持ったり方針を持っているわけではないので。

瀧田委員 私もあのとき、小さい声で先生にお尋ねしたと思うんですけども、この本全部オーケーで、この中から何を選ぶかというのは、指導に当たっている方たちが自由に選んでいいという幅広い形になるわけですよ。だから、必ずしもこれを使うかどうか分からない。今年その4冊がその仲間入りをしたというふうに理解してよろしいですね。

(「そうです」の声あり)

学校教育担当部長 確かに、今、委員さんおっしゃったとおりだなとは思いますが、我々教師というのはやはり指導者の力によって、扱い方というのは変わってくるのかなと思います。まさにきちんと指導していけば、当然二十になってからは、自立していく中でどうに出会うことなので必要なかなと、ただ、それをどれだけ子どもが理解できるかなんですね。そこが心配は心配なんですけれども、もちろん指導者は何とかこうわかりやすく指導

するよう努力していくんですが、理解させられるかどうかちょっと心配はします。これを使って子どもたち全員に、一斉指導するものではないのですから。

瀧田委員 ではないということですね。

教育長 二十になるまで酒、たばこは我慢しろと教えるのと、なったら飲めるぞなんて教えるのとでは、大分違うのかなあ。

委員長 現実にはたばこを吸う、選挙権がある、競輪・競馬もある。しかし、それを実際に行っていていいかどうかは、やはり一人一人が判断していくものだと思いますし、そういうものを通じて一人一人が自立する人間として育っていくんだということを期待する。したがって、社会にある現象を伝えていく必要はあるわけでしょうね。

それで、107条本の中で、これを扱って教えられる先生方はどういうふうにされているか、非常に大変だとは思いますが。先生によっては幅広い教材の中から自分はこうやってそれを伝えていきたいんだ、という意味での選択肢は広げていいと思いますね。私もこの議論を聞きながら、選択肢の一つとしてはいいのではないかなという意味で、賛成をしました。

いかがでしょうか。

八田委員 一つ教えてください。この採択協議会が委嘱するという専門調査員というのは、一体どのような方を指しているんですか。どのような方々なんでしょうか、具体的にひとつ教えてください。

指導課長 専門調査員につきましては、流山、野田、松戸の3市が採択地区になっておりますので、それぞれの市から学校現場の校長あるいは教諭を推薦し、事務局の方でその中から5名以内を選んでおります。

委員長 調査員のご説明もなかなかきちんとした説明でした。ただ、時間が余りないので果たしてどの程度の説明が可能であったかわかりませんが、新規の4冊については、一冊一冊丁寧に説明していただきました。

いかがでしょうか。もしよろしければ、これで質疑及び討論は終結とさせていただきます。

それでは、これから議案第46号を採決いたします。

議案第46号については原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第46号は原案どおり決定いたしました。

どうもありがとうございました。

これで秘密会を終わりとします。ほかの方を入場させていただいてもかまいませんね。傍聴人がおられたら入場させて下さい。

これより会議を継続させていただきます。

お願いします。

(「委員長」の声あり)

委員長 はい。

企画管理室長 議案第40号のその他の欄の の関係につきまして、補足をさせていただければと思います。先程は、教育委員会規則と松戸市規則とがどのように分かれているか、文化会館につきましては松戸市規則であるのに教育委員会が管理している関係はどういうことなのかにつきまして、十分な説明ができませんでした。

この違いにつきましては財産区分と、使用目的等によりまして管理者が決められているという関係でございます。具体的に申しますと、条例はすべて松戸市条例でございますけれども、文化会館は、松戸市規則で定められております。これは基本的には行政財産という位置づけのもとにされておまして、教育委員会はこの規則の中で松戸市規則の中で委任事項がございまして、教育委員会が管理している体制は整っているということでございます。

それから、市民劇場につきましては教育委員会規則、これは教育財産であるからという位置づけから教育委員会規則でもって管理者が定められ、教育委員会が管理している状況でございます。

それから、件数につきましては松本市にございまして、後ほどまた示させていただきます。

以上でございます。

委員長 先ほどの質問の趣旨はそういうことでしたので、それでよくわかりました。ありがとうございました。

補足はそれだけでよろしいですね。

企画管理室長 はい、そうでございます。

その他

委員長 それでは、その他に移りますが、次回の教育委員会会議の日程について、事務局の方で何かお考えありますか。

企画管理室長 平成18年8月定例会でございますが、8月10日木曜日午後2時から、こちら5階会議室で開催してはいかがでしょうか。

委員長 先生方、それでよろしいですか。

それでは、確認いたします。次回教育委員会会議は、8月10日木曜日午後2時から、教育委員会5階会議室にて開催いたします。

閉 会

委員長 以上をもちまして、平成18年7月定例教育委員会会議を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

閉会 午後 4時40分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会委員長

松戸市教育委員会委員